

ごみの処理に関する豊橋市の取り組み

基本施策	具体的取組	取組み内容	平成30年度の事業計画	平成30年度の事業実績	令和元年度の事業計画	
ごみ減量の推進	530運動環境協議会の活用	530運動環境協議会による530実践活動や幼児環境教育など、ごみゼロ社会実現のための意識向上を図るための啓発を進めます。	○春の530運動実践活動の実施 5/26～6/4 市内一斉の清掃活動 ○幼児環境教育訪問指導の実施 5/28～9/25 ごみ減量啓発等の授業を市内幼稚園・保育園を対象に実施 ○530のまち環境フェスタの開催 12/1 ごみの発生抑制などの啓発を目的とした環境イベント ○秋の530運動実践活動の実施 11/3～11/12 市内一斉の清掃活動 ○クリーンアップ大作戦(年5回) 5/26(駅前)、7/21(駅前)、10/6(スポーツ公園)、11/4(汐川干潟)、3/10(スポーツ公園) ○MANGAコンテストの開催 5/22～1/18 ○No!包装キャンペーン(マイバッグイラストコンクール)の開催 1/1～1/31 ほか	○春の530運動実践活動の実施 5/26～6/4 約100,000人 ○幼児環境教育訪問指導の実施 5/28～9/25 約6,200人 ○530のまち環境フェスタの開催 12/1 約7,000人 ○秋の530運動実践活動の実施 11/3～11/12 約60,000人 ○クリーンアップ大作戦(年5回) 5/26(駅前)約400人、7/21(駅前)約300人、10/6(スポーツ公園)約300人、11/4(汐川干潟)約300人、3/10(スポーツ公園)約450人 ○MANGAコンテストの開催 5/22～1/18 62作品応募 ○No!包装キャンペーン(マイバッグイラストコンクール)の開催 1/1～1/31 46作品応募 ほか	○春の530運動実践活動の実施 5/25～6/3 市内一斉の清掃活動 ○幼児環境教育訪問指導の実施 5/20～9/25 ごみ減量啓発等の授業を市内幼稚園・保育園を対象に行う ○530のまち環境フェスタの開催 11/9 ごみの発生抑制などの啓発を目的とした環境イベント ○秋の530運動実践活動の実施 11/9～11/18 市内一斉の清掃活動 ○クリーンアップ大作戦(年5回) 5/25(駅前)、7/20(駅前)、10/5(スポーツ公園)、11/24(汐川干潟)、3/7(スポーツ公園) ○No!包装キャンペーンの開催 1/1～1/31 ○ごみ減量キャンペーンの実施 ほか	
	530市民の育成	環境教育や出前講座、啓発活動などを行うことにより、ごみ分別や減量・リサイクルについて深い知識を持ち、積極的に行動することができる530市民の育成に取り組みます。	① 幼稚園・保育園、学校における環境教育の充実 ○幼稚園・保育園・こども園を対象とした幼児環境教育の実施 ○小学校を対象とした訪問授業の実施 ○プラスチックリサイクルセンターを含めた清掃施設の見学会の実施及びリサイクルプラザにおける体験学習の実施 ○県環境部による「AELスタンプラリー」への参加 ○自治会等の団体を対象としたまちづくり出前講座の実施 ○夏休み施設見学会の実施	○幼児環境教育訪問指導の実施 5/28～9/25 ごみ減量啓発等の授業を市内幼稚園・保育園を対象に実施 約6,200人(57園) ○小学校を対象とした訪問授業を実施(45校 4年生3,032人) ○小学校を対象とした訪問授業を実施(生ごみ関係) 609人(10校) ○資源化センター及びプラスチックリサイクルセンターの円滑な視察者、見学者の対応【3,623名(小学生3,502名、一般121名)】 ○エコキッズサーキットなどのイベントで紙すき・石鹸・キャンダル作りの体験工房の受入れを実施(3回実施 47名) ○ごみ処理施設見学会を実施 98人(夏休み3回、他3回) ○自治会等を対象に出前講座を実施 643人(17団体) ○県環境部による「AELスタンプラリー」への参加	○幼稚園・保育園・こども園を対象とした幼児環境教育の実施 ○小学校を対象とした訪問授業の実施 ○プラスチックリサイクルセンターを含めた清掃施設の見学会の実施及びリサイクルプラザにおける体験学習の実施 ○県環境部による「AELスタンプラリー」への参加 ○自治会等の団体を対象としたまちづくり出前講座の実施 ○夏休み施設見学会の実施	
	ごみ減量への経済的手法の検討	ごみ減量と適正な分別排出の徹底、廃棄物処理にかかる市民の意識啓発を図るため、新たな経済的手法の導入の検討と、既存の制度の適正化に取り組みます。	① ごみ減量・費用負担公平化の検討 家庭収集ごみの有料化や資源化センターへ自己搬入される家庭ごみの有料化などを検討します。また、スーパーなどで配布されるレジ袋について、事業者等と削減に関する協定を締結するなどして、利用者が必要以上のレジ袋をもらわないよう促します。 ② ごみ収集・処理手数料の見直し 大きなごみの収集手数料や、事業所から発生するごみを資源化センターや埋立処分場に搬入する際に課している手数料について、ごみ処理原価に基づく適正な料金設定に努めます。	【指定ごみ袋制度】 ○市民向け周知を実施 【経済的手法】 ○事業系ごみ投入手数料の改定については、適正な受益者負担の観点から見直しを検討し、12月議会での条例改正、平成31年4月施行を目標化 ○家庭ごみ有料化、大きなごみ収集手数料の改定、家庭系持ち込みごみの有料化、改定については、他のごみ処理施策を勘案して検討 ○資源化センターに自己搬入されるごみの費用負担の適正費用を試算確認	【指定ごみ袋制度】 ○指定ごみ袋の製造事業者の承認(生ごみ用サイズ追加) 1社 【経済的手法】 ○事業系ごみ投入手数料の改定について見直しを行い、条例改正を実施し平成31年4月1日から施行	【指定ごみ袋制度】 ○市民向け周知を実施 【経済的手法】 ○家庭ごみ有料化、大きなごみ収集手数料の改定、家庭系持ち込みごみの有料化、改定については、他のごみ処理施策を勘案して検討 ○資源化センターに自己搬入されるごみの費用負担の適正費用を試算確認
	生ごみ減量の推進	家庭から発生する「もやすごみ」の排出量削減を図るため、割合の高い生ごみの減量を推進します。	① 生ごみ減量容器購入補助事業の推進 生ごみ減量容器の購入により、家庭からの生ごみの排出抑制と資源化を図ります。また、手作りコンポスターなど、その他の生ごみ処理方法についてもPRを行います。 ② 家庭におけるエコ・クッキングの普及促進 食材を無駄なく使うなど、家庭の台所から発生するごみの量を少なくする実践行動「エコ・クッキング」の普及を促進します。 ③ 生ごみの水切りの啓発 「もやすごみ」の約4割を占める生ごみは水分の割合が高く、水切りは身近で有効なごみ減量対策です。三角コーナーなどの利用による水切りの徹底を啓発することにより、生ごみの減量を図ります。	○生ごみ減量容器購入補助金(予算:40基分、120千円)	○生ごみ減量容器補助基数 46基	平成30年度を持って事業廃止
			○「料理を余分に作らない。」「食事は食べ残さない。」等の項目の啓発 ○東愛知新聞・東日新聞・FMとよはし 市政情報コーナー 啓発記事掲載(9月下旬) ○水環境の保全(生活排水対策等)に関するパンフレット等の配布	○「料理を余分に作らない。」「食事は食べ残さない。」等の項目の啓発 ○水環境の保全(生活排水対策等)に関するパンフレット等の配布	○「料理を余分に作らない。」「食事は食べ残さない。」等の項目の啓発 ○水環境の保全(生活排水対策等)に関するパンフレット等の配布	
			○生ごみ減量容器の普及促進を図るため、生ごみ減量容器講習会、ガーデニング講習会を開催	○生ごみ減量講習会 74人参加	○生ごみ減量容器の普及促進を図るため、生ごみ減量容器講習会、ガーデニング講習会を開催	

基本施策	具体的取組	取組み内容	平成30年度の事業計画	平成30年度の事業実績	令和元年度の事業計画	
ごみ減量の推進	効果的な情報提供の推進(拡充)	様々な市民ニーズに対応した質の高い行政サービスを提供するために、ホームページや広報などの充実を図り効果的な情報提供に努めるとともに、ごみ出しメールサービスなど、新たな情報ツールや情報内容の拡充を行います。	① 身近で出来るごみ減量やリサイクルに役立つ情報の提供 ② ごみに無関心な市民が興味を持つような情報の検討 ③ 市民がアクセスしやすい情報ツールと情報内容の充実	○全世帯配布(チラシ)による啓発 ○総覧による周知 ○ごみ分別アプリの配信 ○ごみ処理施設見学会の開催(年5回) ○清掃指導員を対象とした、意見交換会、出前講座、ごみ処理施設見学会等の開催 ○グリーンカレンダーをホームページに掲載 ○自治会向けに、ごみステーション管理のための啓発看板の見本や、事例の写真等をホームページに掲載	○全世帯配布(チラシ)による啓発(年2回) ○総覧による周知(年3回) ○ごみ分別アプリの配信 ○スマートスピーカー用スキルの配信 ○ごみ処理施設見学会の開催 ○清掃指導員を対象とした、意見交換会、出前講座、ごみ処理施設見学会等の開催 ○グリーンカレンダーをホームページに掲載 ○自治会向けに、ごみステーション管理のための啓発看板の見本や、事例の写真等をホームページに掲載 ○繁忙期における臨時持ち込み場所を市民館、公共施設、HPやFMとよはし等を活用して周知	○全世帯配布(チラシ)による啓発(年2回) ○総覧による周知(年3回) ○ごみ分別アプリの配信 ○スマートスピーカー用スキルの配信 ○ごみ処理施設見学会の開催 ○清掃指導員を対象とした、意見交換会、出前講座、ごみ処理施設見学会等の開催 ○グリーンカレンダーをホームページに掲載 ○自治会向けに、ごみステーション管理のための啓発看板の見本や、事例の写真等をホームページに掲載 ○繁忙期における臨時持ち込み場所を市民館、公共施設、HPやFMとよはし等を活用して周知
	エコショップ制度の推進	ごみ減量・リサイクルなどに積極的に取り組む店舗を「豊橋市ごみ減量・リサイクル推進店(エコショップ)」として認定します。また、先進的な取り組みを行っている店舗を広報などを通じて広くPRし、事業者のエコに対する取り組みの促進と、市民のエコショップ利用を呼びかけます。	○参加店募集を積極的に呼びかけるとともに、参加店の取り組み内容をホームページ等で紹介 ○エコショップ制度の新しいあり方を検討	○参加店及び取り組み内容をホームページにて紹介(56店舗が認定)	○参加店募集を積極的に呼びかけるとともに、参加店の取り組み内容をホームページ等で紹介 ○エコショップ制度の新しいあり方を検討	
	事業系一般廃棄物の減量計画と指導強化	『事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書』に関して、計画策定を義務づけられている一定規模以上の事業者に対して、廃棄物の減量目標値や個別のごみ減量方法などを記したマニュアルを配布し、策定支援や指導にあたります。	○市内の事業者に対して『一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書』の提出依頼 ○市内の事業者に事業系ごみガイドブックを配布、事業系廃棄物の減量・再利用を呼びかけ ○事業系一般廃棄物の再利用の目標値について、社会情勢に即した項目・数値の設定を検討	○市内の事業者に対して『一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書』の提出依頼 ○市内の事業者に事業系ごみガイドブックを配布、事業系廃棄物の減量・再利用を呼びかけ	○市内の事業者に対して『一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書』の提出依頼 ○市内の事業者に『事業系ごみガイドブック』を配布し、事業系廃棄物の減量・再利用を呼びかけ ○事業系一般廃棄物の再利用の目標値について、社会情勢に即した項目・数値の設定を検討	
	事業系ごみの減量・資源化の促進(拡充)	本市のごみ排出量の約3割を占める事業系ごみについて、減量・資源化の促進と適正排出の徹底を図ります。	① 古紙の分別・資源化の促進と回収システム構築の支援 事業系ごみの大きな割合を占める紙ごみについて、古紙として自己搬入できる事業系古紙リサイクルヤード等民間の回収ルートによる資源化を促進します。	○廃棄物投入許可証発行時に廃棄物の減量、再生利用、資源化に努めるよう、継続して啓発を実施 ○動物性残渣の投入を予定している事業者に対して、豊橋市バイオマス利活用センターへの投入許可を案内 ○事業系廃棄物の搬入検査を定期・不定期に実施 ○再生利用できる事業系古紙の搬入抑制対策を検討 ○搬入事業者への古紙回収業者の案内等により協力を依頼	○廃棄物投入許可証発行時に廃棄物の減量、再生利用、資源化に努めるよう、継続して啓発を実施 ○動物性残渣の投入を予定している事業者に対して、豊橋市バイオマス利活用センターへの投入許可を案内 ○搬入検査を実施し、不適正搬入に対し指導(7日間で24台実施、指導台数15台)	○廃棄物投入許可証発行時に廃棄物の減量、再生利用、資源化に努めるよう、継続して啓発を実施 ○他部局所管の講習会等に参加の事業者に対しリーフレットを配布する等、事業系ごみ減量の啓発を実施 ○事業系廃棄物の搬入検査を定期・不定期に実施
			② 事業系ごみの搬入検査の強化 資源化センターに搬入される事業系ごみの搬入検査を強化し、再生利用できる古紙などの搬入規制を検討します。	③ 紙ごみの発生抑制 紙ごみの発生を抑制するために、書類の電子化と古紙の再生利用を呼びかけます。	④ 事業系ごみの適正処理の徹底 ごみステーションへの事業系ごみの不適正排出を抑制するために、『事業系ごみガイドブック』を作成し、事業者へ配布することで、事業系ごみの分別や適正処理の徹底を図ります。また、事業系ごみの収集・処理状況などの現状把握を行い、適切な分別・持ち出し方法の検討を進めます。	
拡大生産者責任の徹底	拡大生産者責任は、生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うもので、資源循環型社会の形成を進める上で大変重要な考え方です。ごみ減量やリサイクルが円滑に行われるシステムの構築が必要との認識から、プラスチック製容器包装以外のプラスチックなど、新たな素材についても拡大生産者責任の適応をあらゆる機会を利用して国や産業界に働きかけていきます。	○全国都市清掃会議等の全国会議を通じ、プラスチック製品をはじめとする廃棄物について、拡大生産者責任の適応を国へ要望	○全国都市清掃会議を通じ、北陸東海地区協議会名で、プラスチック製品をはじめとする廃棄物について、拡大生産者責任の強化を国へ要望	○全国都市清掃会議等の全国会議を通じ、プラスチック製品をはじめとする廃棄物について、拡大生産者責任の適応を国へ要望		

基本施策	具体的取組	取組み内容	平成30年度の事業計画	平成30年度の事業実績	令和元年度の事業計画
ごみ減量の推進	業者の自主回収の促進	読み終わった新聞や広告、食品トレイなど、資源として回収・再生利用可能なものについて、製造・販売・流通業者による自主回収・リサイクル促進の取組みを促します。	○チラシ等を通じて市民や業者に資源ごみの自主回収への協力を呼びかけ ○全国都市清掃会議等で情報収集	○チラシ等を通じて市民や業者に資源ごみの自主回収への協力を呼びかけ ○全国都市清掃会議等で情報収集	○チラシ等を通じて市民や業者に資源ごみの自主回収への協力を呼びかけ ○全国都市清掃会議等で情報収集
	産業界などの自主回収に関する情報提供	不用となったパソコン、自動二輪車、消火器などは、製造事業者により回収が進められ、リサイクルされています。このような業界独自の回収が促進されるよう、市民に対して情報提供に努めます。	○市ホームページ、啓発チラシ等で回収窓口の案内	○市ホームページ、啓発チラシ等で回収窓口の案内	○市ホームページ、啓発チラシ等で回収窓口の案内
資源回収の促進	地域資源回収の活性化(拡充)	資源回収の活性化やごみの資源化を推進するため、古紙や布類等を回収した団体に対して奨励金を交付しています。今後も、対象品目の選定や交付額の検討を進めるとともに、効率的な資源の回収方法を自治会に提案するなどして、地域資源回収の活性化を図ります。	○地域資源回収を実施する団体に対して、地域資源回収の手引書を配布 ○奨励金として従量額(新聞・チラシ、雑誌、ダンボール、牛乳パック等、布:5円/kg、アルミ缶、スチール缶:10円/kg)を交付	○地域資源回収実施団体数 321団体 ○地域資源回収実施団体数 2401団体 ○地域資源回収量 6,983,983kg ○奨励金 35,245,397円	○地域資源回収を実施する団体に対して、地域資源回収の手引書を配布 ○奨励金として従量額(新聞・チラシ、雑誌、ダンボール、牛乳パック等、布:5円/kg、アルミ缶、スチール缶:10円/kg)を交付
	資源回収拠点の充実(拡充)	現在、リサイクルステーションや環境センターで家庭から出る古紙・布類を受け入れています。また、古紙を無償で持ち込むことができる古紙リサイクルヤードを古紙回収業者の協力により実施しています。今後も市民が日常的に利用できるように、効率的・合理的な資源回収方法の検討と資源回収拠点の充実を図ります。	○広報とよはしやホームページ等でリサイクルステーションの利用を呼びかけ ○自治会等各種団体へ古紙回収容器の貸し出し	○家庭ごみガイドブック等により周知 ○自治会等各種団体へ古紙回収容器の貸し出し	○ガイドブックやホームページ等でリサイクルステーションの利用を呼びかけ ○自治会等各種団体へ古紙回収容器の貸し出し ○自治会等各種団体へ古紙回収ボックスの貸し出し
	古紙・布類のリサイクル推進	現在、古紙はリサイクルステーション等と地域資源回収で、布類はこれらに加えごみステーションでの収集を行っています。引き続き適正分別の徹底を図るとともに、地域資源回収などの積極的利用を呼びかけることで、リサイクルの推進に努めます。	○古紙回収量(H30予算) ・リサイクルステーション 416t ・地域資源回収 5,000t ○布類回収量(H30予算) ・ごみステーション、環境センター、リサイクルステーション 1,224t ・地域資源回収 260t ○分別の徹底のため、不適正なものには警告ラベルを貼り付け、取り残しを実施 ○古紙や布類の持ち込み場所の問い合わせに対し、環境センターを含めた持ち込み場所を案内	○古紙回収量 ・リサイクルステーション 418t ・地域資源回収 6,795t ○布類回収量 ・ごみステーション、環境センター、リサイクルステーション 1,246t ・地域資源回収 124t ○分別の徹底のため、不適正なものには警告ラベルを貼り付け、取り残しを実施 ○古紙や布類の持ち込み場所の問い合わせに対し、環境センターを含めた持ち込み場所を案内	○古紙回収量(H31予算) ・リサイクルステーション 421t ・地域資源回収 6,800t ○布類回収量(H31予算) ・ごみステーション、環境センター、リサイクルステーション 1,282t ・地域資源回収 260t ○分別の徹底のため、不適正なものには警告ラベルを貼り付け、取り残しを実施 ○古紙や布類の持ち込み場所の問い合わせに対し、環境センターを含めた持ち込み場所を案内
	資源ごみのステーション収集の検討	びん・カンの収集を専用回収容器による収集から、ごみステーションでの収集に移行します。古紙については、市民の利便性や現行の収集体制と比較しながら、ごみステーションにおける収集について検討を行います。	○ごみステーションを利用した地域資源回収の手法のチラシを配布 ○古紙の持ち出し場所について、問い合わせに対し、環境センターを含めた持ち出し場所を案内	○古紙の持ち出し場所について、問い合わせに対し、環境センターを含めた持ち出し場所を案内	○地域資源回収を柱としたリサイクル体制を維持するため、ステーション収集の本格的な検討は行っていないが、必要に応じて部内協議を実施
	ペットボトルのリサイクル推進	ごみステーションでの収集により引き続き適正分別の徹底を図るとともに、収集したペットボトルの効率的なリサイクルの推進に取り組めます。	○分別の徹底のため、不適正なものには警告ラベルを貼り付け、取り残しを実施 ○ペットボトルラベル剥離機を導入し、ペットボトルの効率的なリサイクルを推進 ○分別及びペットボトルキャップ・ラベル取り外しの徹底を呼びかけ	○分別の徹底のため、不適正なものには警告ラベルを貼り付け、取り残しを実施 ○ペットボトルのリサイクル実績 ・有価物量 431t ・有価物率 95.8% ○FMとよはしにて分別を呼びかけ	○分別の徹底のため、不適正なものには警告ラベルを貼り付け、取り残しを実施 ○収集したペットボトルの効率的なリサイクルを推進 ○分別及びペットボトルキャップ、ラベルの取り外しの徹底を呼びかけ
	プラスチックのリサイクル推進	プラスチック製容器包装の再商品化を推進するため、分別の徹底を呼びかけることで再商品化率の向上を図ります。	○プラスチック粗選別装置を導入し、再商品化率の向上を目指す ○分別の向上を図るため、リサイクルの対象となる容器包装プラスチックについての周知を実施	○容器包装プラスチックのリサイクル実績 ・リサイクル量 1,871t ・リサイクル率 44.1% ○FMとよはしにて分別を呼びかけ	○プラスチックのリサイクル率の向上を目指す ○選別精度を向上させ、引き渡し物の品質向上を目指す ○分別の向上を図るため、容器包装プラスチックについての周知を実施

基本施策	具体的取組	取組み内容	平成30年度の事業計画	平成30年度の事業実績	令和元年度の事業計画
資源回収の促進	食用油のリサイクル推進	家庭で不用になった食用油をリサイクルすることを目的に、リサイクルステーションで回収を行っています。市民に広くPRし、回収の促進に努めます。	○食用油回収量 9t	○食用油回収量 9t	○食用油回収量 8t
	家具類のリサイクル推進	戸別収集、直接搬入で「大きなごみ」として収集された家具などを補修し、再生品として展示販売をすることで、リサイクルに対する市民意識の向上を図ります。	○ごみ減量、再資源化の施策として、リサイクル工房を引き続き運営し、再生家具等をより多くの市民の方に利用していただくため、年3回の展示・販売会を実施	○家具等再生品・展示販売会を開催 第1回 6月30日～7月5日（市民ギャラリー） 第2回 11月10日～15日（市民ギャラリー） 12月1日 環境フェスタ（公会堂） 2月3日～4日（ココニコ） 第3回 2月23日～28日（市民ギャラリー）	○ごみ減量、再資源化の施策として、リサイクル工房を引き続き運営し、再生家具等をより多くの市民の方に利用していただくため、年3回の展示・販売会を実施
	スラグの有効利用（拡充）	焼却施設1・2号炉から発生するスラグの品質確保と安定的な供給に努め、事業者等への積極的な利用の促進を図ります。	○熔融スラグの安全品質管理等試験を実施 ○愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる材）認定申請者への支援	○熔融スラグの安全品質管理等試験を実施し、スラグの安全性と品質を確保 ○愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる材）認定申請者への支援 ○利用実績 コンクリート用1,739t アスファルト412t	○熔融スラグの安全品質管理等試験を実施 ○愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる材）認定申請者への支援
	希少金属のリサイクル推進（拡充）	小型家電リサイクル法の施行に伴い、家庭から排出される携帯電話やデジタルカメラなどの拠点回収により、引き続きリサイクルの促進に努めます。	○小型家電の回収拠点の収集を行うとともに、効率的な収集を実施 ○回収した小型家電の、より効率的な処理方法を検討	○小型家電の回収拠点の収集 ○小型家電（家電部品）資源化量 ・資源化センター 334t ・西部環境センター 196t ○みんなのメダルプロジェクトへの参加	○小型家電の回収拠点の収集を実施 ○回収した小型家電の、より効率的な処理方法を検討
	剪定枝のリサイクル推進	資源化センターに持ち込まれる剪定枝の資源化を図るため、リサイクル施設を整備し、安定的な製品の供給と需要先の確保を図り、リサイクルを推進します。	○市民PR ○需要に応じた安定供給が可能となるよう需要者と調整	○環境フェスタのイベントで剪定枝チップのリサイクルについて市民や農業関係者に向けてPRを実施 ・イベント配布1回実施 配布数700袋 ・売却量 1,325t 無償提供量 1t	○市民PR ○需要に応じた安定供給が可能となるよう需要者と調整
	生ごみ、し尿・浄化槽汚泥の有効活用（新規）	これまで、資源化センターで焼却処理されていた生ごみを、新たに「資源」として位置づけ、中島処理場内に整備を進めているバイオマス資源活用施設において、し尿・浄化槽汚泥及び下水汚泥とともにメタン発酵処理し、発電を行うことで資源の有効活用を図ります。	○バイオガスによる発電量：約8,000,000kWh ○炭化燃料精製：約2,400t	○バイオガスによる発電量：7,730,647kWh （バイオガス発電による発電量：7,020,279kWh） ○炭化燃料精製：2,515t	○バイオガス発電による発電量：約6,800,000kWh ○炭化燃料精製：約2,400t
円滑な収集・運搬	清掃指導員の活動支援	ごみの分別や持ち出しルールの徹底、地域資源回収などの活性化について、これらの指導や推進を担う清掃指導員制度を引き続き推進します。また、清掃指導員へごみの現状などの情報提供を行うとともに、その役割を十分果たせるような仕組みを構築していきます。	○委嘱人数：556名 ○勤続顕彰表彰者数：20名 ○清掃指導員会議の開催（4月26日） ○情報提供及び活動を支援するためのグッズの配布 ○清掃指導常務委員を対象とした施設見学会の開催	○委嘱人数：557名 ○勤続顕彰表彰者数：18名 ○清掃指導員会議の開催（4月27日） ○情報提供及び活動を支援するためのグッズの配布 ○清掃指導常務委員を対象とした施設見学会の開催	○委嘱人数：546名 ○勤続顕彰表彰者数：20名 ○清掃指導員会議の開催（4月26日） ○情報提供及び活動を支援するためのグッズの配布 ○清掃指導常務委員を対象とした施設見学会の開催
	分別精度の向上	家庭ごみの分別をわかりやすく説明したごみガイドブックの作成・配布などを引き続き行うとともに、広報などを通じて市民にごみ分別の更なる徹底を呼びかけ、分別精度の向上を図ります。また、転入・転出が頻繁にある集合住宅などへのごみ出しルールの周知徹底を行います。	○ごみガイドブックの作成・配布 ○チラシや組回覧などによるごみ分別への啓発 ○家庭ごみの排出状況を詳細に把握するため、民間業者委託により、年2回、2校区を対象とした組成分析調査を実施	○ごみガイドブックの作成・配布 ○チラシ（年2回）や組回覧（年3回）などによるごみ分別への啓発 ○家庭ごみの排出状況を詳細に把握するため、民間業者委託により、年2回、2校区を対象とした組成分析調査を実施	○ごみガイドブックの作成・配布 ○チラシや組回覧などによるごみ分別への啓発 ○家庭ごみの排出状況を詳細に把握するため、民間業者委託により、年2回、2校区を対象とした組成分析調査を実施

基本施策	具体的取組	取組み内容	平成30年度の事業計画	平成30年度の事業実績	令和元年度の事業計画
円滑な収集・運搬	外国人への広報啓発の充実	言語や生活習慣が異なる外国人定住者に対し、外国語版ごみガイドブックの配布や、説明会などを通してごみの適正な分別と持ち出しルールの周知を行います。	○外国版の家庭ごみガイドブックの配布やごみの減量へのチラシや組回覧を作成・配布	○外国版の家庭ごみガイドブック(5か国語)を配布 ○生ごみや雑がみに関するチラシ(裏面が5か国語)を作成・配布(年2回)	○外国版の家庭ごみガイドブックの配布やごみの減量へのチラシや組回覧を作成・配布 ○ごみ分別促進アプリにおいて5か国語の対応 ○SNSを活用した情報発信
	効率的なごみ回収	ごみステーションの適正配置及びごみ量・ごみ質の変化や高齢世帯の増加など、社会状況に対応した収集体制の見直しの検討を行い、効率的なごみ収集を推進します。 また、民間委託業者によるごみ収集については、業者への積極的な指導と研修に取り組み、適正・円滑なごみの収集運搬を促進します。	○プラマークごみの毎週収集を始め新たなごみの収集日・分別マナーを周知するため、全世帯にグリーンカレンダーを配布すること等により、ごみの効率的な収集を実施 ○ごみステーションの新設、移動及び収集コースの見直し(随時) ○適正かつ円滑な収集運搬業務のため、定例報告会等を通して、委託業者に対する指導研修 ○ごみ収集業務の民間委託の推進について、引き続き検討	○プラマークごみの毎週収集を始め新たなごみの収集日・分別マナーを周知するため、全世帯にグリーンカレンダーを配布すること等により、ごみの効率的な収集を実施 ○ごみステーションの新設、移動及び収集コースの見直し(随時) ○適正かつ円滑な収集運搬業務のため、定例報告会等を通して、委託業者に対する指導研修 ○ごみ収集業務の民間委託の推進についての検討	○ごみの収集日・分別マナーを周知するため、全世帯にグリーンカレンダーを配布すること等により、ごみの効率的な収集を実施 ○ごみステーションの新設、移動及び収集コースの見直し(随時) ○適正かつ円滑な収集運搬業務のため、定例報告会等を通して、委託業者に対する指導研修 ○ごみ収集業務の民間委託の推進について、引き続き検討
	不法持ち出しごみステーション対策	ごみステーションは、市民と行政がごみの排出において接点をもつ重要な場所であり、市民がごみを排出するにあたってルールを守る必要とされる場所でもあります。 しかし、事業系ごみの持ち出しや、ごみ種ごとの分別や排出する曜日・時間・出し方などについて、守るべきルールが守られていない状況が見受けられるため、チラシやガイドブックの配布・各種業界団体への協力要請・ごみステーションにおける立番啓発などにより、市民や自治会とともにごみステーションの適正管理に努めます。今後も各家庭や事業所へごみの排出に関するルールが守られるよう、広報などを通じてPR活動を行います。	○引き続き、定期的にごみステーション立ち番を実施し、不適正ごみ持ち出しの状況把握及び不適正持ち出しを行う事業者に対する指導	○特に持ち出しマナーが悪い松葉校区・松山校区の一部のごみステーション(豊橋駅東口周辺)にて立番を延べ6日間に渡り実施し、ごみの持ち出し実態の把握、市民及び事業者への持ち出しマナーの啓発を実施	○引き続き、定期的にごみステーション立ち番を実施し、不適正ごみ持ち出しの状況把握及び不適正持ち出しを行う事業者に対する指導
	ピンカンボックスによるびん・カン収集の見直し	ピンカンボックスの老朽化、抜き取りなどの問題を解決するため、びん・カンの収集をごみステーションによる収集に移行します。	完了	-	-
	ごみ搬入車両の増加対策	資源化センターへごみを直接搬入する自家用車が増加し、日常的に周辺道路が渋滞しています。この解消のため、受入態勢などを見直し円滑な施設運営に努めます。	○繁忙期等に円滑に受入が行えるよう、職員配置や車両動線の検討等を行い、受入体制を確保 ○臨時待込の実施 ○臨時受入場所に関係機関を含めることで繁忙期の対応を実施	○繁忙期を含めた搬入受入体制を整え、効率的な受入業務を実施 ○臨時待込の実施 ○家庭持ち込み台数95,037台 受入量5,078t	○繁忙期等に円滑に受入が行えるよう、職員配置や車両動線の検討等を行い、受入体制を確保 ○臨時待込の実施 ○臨時受入場所に関係機関を含めることで繁忙期の対応を実施
	ごみ分別・持ち出しルールの検討	家庭ごみの分別・持ち出し方法について、廃棄物の性状とごみ処理施設や収集体制の状況などを踏まえ、適切な方法を検討します。	○課題検討会議はH29まとめ完了 ○プラマークごみ・ペットボトルの収集を隔週1回から毎週1回とし、生ごみともやすごみを同日収集とするなど、市民の利便性と収集効率を考慮した収集体制を実施	○プラマークごみ・ペットボトルの収集を隔週1回から毎週1回とし、生ごみともやすごみの同日収集を実施	○資源化センター焼却炉の整備に合わせた家庭ごみの分別について、豊橋田原ごみ処理施設整備事業検討会の中で必要な見直しを検討
	資源ごみの持ち去り(抜き取り)対策(拡充)	条例施行に伴い、資源物の持ち去りについて引き続きパトロールを実施するとともに、監視カメラを設置するなどして、持ち去り対策に努めます。	○資源物の持ち去り防止のため、巡回パトロールを実施するとともに、必要に応じて監視カメラを設置(状況の好転した場所については、他の監視すべき場所に監視カメラを移設) ○警察との連携を強化するため、巡回パトロールの共同実施を依頼 ○資源物の買い取り業者への指導啓発 ○市役所内で生活保護世帯に関する情報を共有することで、違反者の適切な指導へ連携	○市内の金鋳商を営む事業者を訪問し、資源ごみの持ち去り業者等からの資源ごみの買取を行わないよう依頼を実施 ○持ち去り行為が疑われる事業者を訪問し、違法な行為を行わないよう、定期的に指導 ○資源物の持ち去り防止のため、巡回パトロールを実施するとともに、不適正なステーション(21か所)に監視カメラを設置(状況の好転した4か所については、他の監視すべき場所に移設) ○持ち去り防止対策について、警察と連携できる対策について協議中 ○買い取り業者7社、金鋳選別業者1社に対する啓発、訪問を実施	○資源物の持ち去り行為を行っている事業者に対する指導することで、現状の改善を図る ○資源物の持ち去り防止のため、巡回パトロールを実施するとともに、必要に応じて監視カメラを設置(状況の好転した場所については、他の監視すべき場所に監視カメラを移設) ○警察との連携を強化するため、共同で行う持ち去り防止対策について協議 ○資源物の買い取り業者等への指導啓発 ○違反者を生活相談等に繋げるなど適切な指導へ連携

基本施策	具体的取組	取組み内容	平成30年度の事業計画	平成30年度の事業実績	令和元年度の事業計画
円滑な収集・運搬	家庭から出るプランターなどの排土の受け入れを検討	土や石は、ごみの対象外のため、再利用のお願いをしていますが、マンションやアパートなどに居住し、再利用が難しい人の受け皿として、少量について受け入れを行います。	○引き続き受け入れを実施	○受け入れを実施	○引き続き受け入れ実施
	処理困難物の見直しの検討	生活様式の変化により、家庭から排出される廃棄物も年々変化しています。行政で収集・処理できない「処理困難物」について、廃棄物の収集・処理能力などを考慮しながら、品目の見直しを検討します。	○引き続き、ごみステーションに持ち出された処理困難物に対し、指導シールを貼付け一定期間放置して周知 ○繰り返す場合は、自治会の回覧等で注意喚起	○ごみステーションに持ち出された処理困難物に対し、指導シールを貼付け一定期間放置して周知	○必要に応じて部内協議
	指定ごみ袋制度の導入(新規)	本市では、家庭ごみの持ち出し袋を透明又は半透明としています。中身の見えない袋やダンボール箱を使ったごみ出しが見受けられます。マナー違反のごみの持ち出しは、ごみステーションの乱雑化をまねき、ごみステーションを管理している自治会等への大きな負担にもつながるため、家庭ごみの持ち出しに指定ごみ袋を導入して、ごみの持ち出しやマナーの徹底、ごみステーションの乱雑化防止を図ります。	○指定ごみ袋の利用について、周知啓発(チラシ、組回覧、出前講座等) ○指定ごみ袋制度導入に伴う収集基準に従い、収集、取り残しを実施	○指定ごみ袋の利用について、周知啓発(チラシ、組回覧、出前講座等) ○指定ごみ袋制度導入に伴う収集基準に従い、収集、取り残しを実施	○指定ごみ袋の利用について、周知啓発(チラシ、組回覧、出前講座等) ○指定ごみ袋制度導入に伴う収集基準に従い、収集、取り残しを実施
環境負荷の少ない中間処理	3号炉の効率活用	資源化センターの焼却施設3号炉について、ごみ焼却処理量に対応するためにも、焼却施設1・2号炉に併せた延命化を図ります。	○施設の安定稼働のための維持整備工を実施 ・3号炉維持整備工事:303,000千円(予算)	○平成33年度まで施設の安定稼働を行うための維持整備工事の見直し ・3号炉維持整備工事:290,080千円(実績)	○施設の安定稼働のための維持整備工を実施 ・3号炉維持整備工事:290,000千円(予算)
	資源リサイクルセンターの施設整備	びん・カン、ペットボトルの選別・圧縮・梱包を行っている資源リサイクルセンターは、供用開始後20年を経過し、施設の老朽化が進んでいるため、リサイクルの推進と併せた施設整備を進めます。	○施設維持整備計画に基づく、施設の安定稼働と施設更新の推進	○計画的な整備を実施 ・アルミ選別機等修繕 7,452千円	○施設維持整備計画に基づく、施設の安定稼働と施設更新の推進
	広域ごみ処理への取組み(拡充)	国の通知及び愛知県が策定した「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」に基づき、田原市と協働して広域ごみ処理施設の整備に向けた取組みを進めます。また、愛知県の三河港港湾計画の中で位置付けられている広域廃棄物最終処分場について、情報収集に努めます。	○豊橋田原ごみ処理広域化計画に基づき、ごみ処理の広域化を推進するため、両市で協議し、協議結果をブロック会議に諮り、方針を決定する	○豊橋田原ごみ処理広域化計画に基づき、ごみ処理の広域化を推進するため、両市で協議し、協議結果をブロック会議に諮り、方針を決定した	○豊橋田原ごみ処理広域化計画に基づき、ごみ処理の広域化を推進するため、両市で協議し、協議結果をブロック会議に諮り、方針を決定する
	産業廃棄物の受け入れの見直しの検討	資源化センターに搬入されている産業廃棄物については、施設負荷の軽減の観点から、受け入れを見直すことを検討します。	○事業所系リサイクルの推進・排出抑制を含め搬入量の削減方法を検討	○施設運転に影響のない、必要最低限の範囲で受け入れ事業所系ごみ(産業廃棄物)の搬入量 2,726t(前年比6.7%減)	○事業所系リサイクルの推進・排出抑制を含め搬入量の削減方法を検討
	将来的な廃棄物処理施設整備の推進(拡充)	昭和55年度より稼働している廃棄物の総合中間処理施設である資源化センターは、既更新施設や周辺施設も含めて老朽化が進んでおり、一体的な施設整備が必要です。今後、必要な規模、整備場所、環境対策、事業費及び処理システムなど多様な課題について検討した上で、施設整備計画を作成し、施設整備を推進します。	○地元関係者との協議 ○環境影響評価準備書の作成 ○施設整備計画の策定 ○都市計画の案の作成 ○施設整備に向けた用地測量業務、地質調査業務の実施	○地元関係者との協議 ○環境影響評価方法書に基づく現地調査の実施 ○用地取得に向けた用地測量業務、補償調査業務等の実施 ○外部検討委員会の開催	○地元関係者との協議 ○環境影響評価準備書の作成 ○施設整備計画の策定 ○都市計画の案の作成 ○施設整備に向けた用地測量業務、地質調査業務の実施
	資源化センター施設整備事業の推進(H28新規)	豊橋田原ごみ処理広域化計画においては、広域ごみ処理施設の設置場所を豊橋市資源化センターの周辺と定めており、平成27年度からは専門の部署を設けて計画の推進に取り組んでいます。今後、地権者や地元及び周辺自治会に対して事業説明を重ね、理解と協力を得ながら、環境負荷の少ない施設整備について検討を行います。	○地元関係者との協議 ○環境影響評価準備書の作成 ○施設整備計画の策定 ○都市計画の案の作成 ○施設整備に向けた用地測量業務、地質調査業務の実施	○地元関係者との協議 ○環境影響評価方法書に基づく現地調査の実施 ○用地取得に向けた用地測量業務、補償調査業務等の実施 ○外部検討委員会の開催	○地元関係者との協議 ○環境影響評価準備書の作成 ○施設整備計画の策定 ○都市計画の案の作成 ○施設整備に向けた用地測量業務、地質調査業務の実施

基本施策	具体的取組	取組み内容	平成30年度の事業計画	平成30年度の事業実績	令和元年度の事業計画
安定した最終処分	搬入ごみの減容	排出、収集、中間処理での最適な処理システムを検討し、最終処分場に搬入されるごみの減量・減容とリサイクル率の向上を図ります。	○資源リサイクルセンター、プラスチックリサイクルセンターでの残渣物の減量運転に努め、埋め立て負荷を軽減 ○剪定枝のチップ化を行い焼却残渣を削減し、埋め立て負荷を軽減	○資源リサイクルセンター、プラスチックリサイクルセンターでの残渣物の減量運転 H30年度実績 519t（前年比12%減） ○剪定枝のチップ化を行い焼却残渣の削減 H30年度実績 1,326t（前年と同程度）	○資源リサイクルセンター、プラスチックリサイクルセンターでの残渣物の減量運転に努め、埋め立て負荷を軽減 ○剪定枝のチップ化を行い焼却残渣を削減し、埋め立て負荷を軽減
	コンクリート類のリサイクル推進	直接埋め立てされている「うめるごみ」のうち、コンクリート類のリサイクルを推進します。	○引き続きコンクリート類のリサイクルについて検討	○コンクリート類のリサイクルについて検討	○引き続きコンクリート類のリサイクルについて検討
	脱塩残渣の処理	焼却施設の残渣として発生する脱塩残渣は埋め立て処分しています。更なる最終処分場の負荷軽減の観点から減容化の検討を進めます。	○焼却施設の効率的な運転管理の徹底と高反応薬品の使用により脱塩剤使用量の削減努力を実施	○脱塩剤使用量の削減 高反応脱塩剤：229t（実績）	○焼却施設の効率的な運転管理の徹底と高反応薬品の使用により脱塩剤使用量の削減努力を実施
	最終処分場周辺の環境対策	最終処分場の周辺環境に万全な対策を講じるとともに、引き続き安全で安心な施設であるように努めます。また、埋立終了後も、施設を廃止するまでの期間、適切な維持管理により環境の保全に努めていきます。	○引き続き最終処分場内の環境美化及び万全な安全対策を講じるとともに、安全な施設であるよう努める	○最終処分場内の環境美化及び万全な安全対策を講じ、安全な施設であるよう努めた	○引き続き最終処分場内の環境美化及び万全な安全対策を講じるとともに、安全な施設であるよう努める
安定した最終処分	災害発生時には、がれきなど大量のごみが発生することが考えられます。早期の災害復旧と衛生環境の確保のために、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理体制の整備に努めます。	① 災害廃棄物処理計画、各施設における作業マニュアルに基づく対策の推進 ② 県及び周辺市町村との連絡体制の強化 ③ 廃棄物処理関係団体との協定に基づく災害廃棄物処理の協力体制の構築	○国有地及び県有地のオープンスペースの確保に向け、関係機関と継続した協議を実施 ○愛知県産業廃棄物協会東三河支部より提出された回答内容を精査し、今後確保が可能な仮置場について検証を行うとともに、処理能力が不足している処理方策として民間施設の利用の可能性についても検討 ○関係部署との協議の上、班行動マニュアルの改善を検討	○愛知県産業廃棄物協会東三河支部からの回答の精査が完了し、民間処理業者が保有する施設での受け入れ条件や処理体制等を把握 ○関係部署との協議の上、班行動マニュアルの改善を推進 ○国のモデル事業を活用し、仮置場や仮設トイレのレイアウトの調査・検討等を行った。	○国有地及び県有地のオープンスペースの確保については今後も継続した協議を行うとともに、民有地の活用されていないスペースについても確保を検討 ○本市で発生する災害廃棄物の発生量に対し、本市で不足している災害廃棄物の処理施設及び民間の処理施設の利用について、廃棄物の種類ごとに処理フローを検討し、適正な処理が確保できるように災害廃棄物処理計画の見直しを実施 ○災害時における迅速な廃棄物処理のため必要に応じて班行動マニュアルを改善 ○モデル事業の調査結果等を基に、仮置場や仮設トイレのレイアウトの検討を進め、災害廃棄物処理計画へ反映する
三者の協働・環境への配慮	530運動の推進	「自分のゴミは自分で持ちかえりましょう」を合言葉に、本市で生まれた530実践活動を、市民・事業者・行政が一体となって積極的に推進し、空き缶、空きびんなどの散乱ごみのない清潔な居住環境の実現を目指します。	○春の530運動実践活動の実施 5/26～6/4 市内一斉の清掃活動 ○秋の530運動実践活動の実施 11/3～11/12 市内一斉の清掃活動 ○クリーンアップ大作戦(年5回) 5/26(駅前)、7/21(駅前)、10/6(スポーツ公園)、11/4(汐川干瀬)、3/10(スポーツ公園) ○MANGAコンテストの開催 5/22～1/18	○春の530運動実践活動の実施 5/26～6/4 約100,000人 ○秋の530運動実践活動の実施 11/3～11/12 約60,000人 ○クリーンアップ大作戦(年5回) 5/26(駅前)約400人、7/21(駅前)約330人、10/6(スポーツ公園)約300人、11/4(汐川干瀬)約300人、3/10(スポーツ公園)約450人 ○MANGAコンテストの開催 5/22～1/18 62作品応募	○春の530運動実践活動の実施 5/25～6/3 市内一斉の清掃活動 ○秋の530運動実践活動の実施 11/9～11/18 市内一斉の清掃活動 ○クリーンアップ大作戦(年5回) 5/25(駅前)、7/20(駅前)、10/5(スポーツ公園)、11/24(汐川干瀬)、3/7(スポーツ公園)
	市民参加型のイベント開催	「530のまち環境フェスタ」や「エコキッズサーキット」など市民参加型のイベントを実施することで、3Rに関する市民の取り組みを支援し、理解を深める場を作ります。	○530のまち環境フェスタの開催 12/1 ごみの発生抑制や、環境保全への啓発を目的としたイベントを開催	○530のまち環境フェスタの開催 12/1 約7,000人	○530のまち環境フェスタの開催 11/9 ごみの発生抑制や、環境保全への啓発を目的としたイベントを開催
	市民・事業者・行政の連携強化	市民・事業者・行政の三者の協働により、ごみ減量やリサイクル商品の利用などの推進に努めます。行政は、廃棄物処理について計画や目標を設定し、市民に対しては情報提供や環境教育、活動支援を、事業者に対しては事業系一般廃棄物の再利用及び減量に関する計画書に基づく指導や支援などを行うことで、三者の連携強化に努めます。	○事業者意識調査の結果等を踏まえ、排出事業者の適正処理の向上のための手法等について検討 ○前年度の啓発活動の効果について評価を行い、新規の業界団体や組織等に事業系ごみ適正処理に係る周知を実施 ○業種ごとに説明会等を通じて啓発	○食品衛生協会等と協力した排出事業者への啓発を実施 ○松葉町周辺の自治会と連携し、飲食店等への事業所啓発を実施	○排出事業者の適正処理の向上のための効果的な手法について検討 ○新規の業界団体や組織等に事業系ごみ適正処理に係る周知を実施 ○市民に対し、ごみ減量やリサイクル推進のためクリーンカレンダーの配布やホームページへの掲載による情報提供や出前講座やリサイクル家具等の展示即売を通して環境教育を実施

基本施策	具体的取組	取り組み内容	平成30年度の事業計画	平成30年度の事業実績	令和元年度の事業計画
三者の協働・環境への配慮	サーマルリサイクルの推進	焼却施設から発生する熱エネルギーを効率的に回収し、環境保全に配慮したサーマルリサイクルを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○熱分解・高温燃焼溶融炉2炉(200t/日×2)を安全かつ安定的に運転 ○ダイオキシン類の排出量が国の基準(0.1ng-TEQ/Nm³)の10分の1以下で運転 焼却施設(1・2号炉)の焼却量:105,520t(計画) ○改造された資源化センター焼却3号炉を平成14年12月に施行されたダイオキシン類の排出規制(1.0ng-TEQ/m³)以下で安定、安全運転 ○もやすごみとなる汚れたプラスチックを熱分解・溶融処理 ○蒸気を周辺施設へ安定的に供給し、また施設内での発電にも最大限の有効利用を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○熱分解・高温燃焼溶融炉1炉が故障(4-12月) ○ダイオキシン類の排出量が国の基準(0.1ng-TEQ/Nm³)の10分の1以下で運転 ・焼却施設(1・2号炉)の焼却量:6,3980t ・ダイオキシン類の排出量(平均):1号炉 0.00084ng-TEQ/Nm³, 2号炉0.0014ng-TEQ/Nm³ ○焼却3号炉をダイオキシン類の排出基準値(1.0 ng-TEQ/m³)以下で安定、安全運転 ・ダイオキシン類の発生量(平均):0.036ng-TEQ/Nm³ ○燃やすごみとなる汚れたプラスチックを熱分解・溶融処理:2,372t ○ごみ焼却処理量 88,663tに対して蒸気発生量は201,462t そのうち118,377t(58.6%)を発電し、温室並びにりすば量橋へ蒸気供給 	<ul style="list-style-type: none"> ○熱分解・高温燃焼溶融炉2炉(200t/日×2)を安全かつ安定的に運転 ○ダイオキシン類の排出量が国の基準(0.1ng-TEQ/Nm³)の10分の1以下で運転 焼却施設(1・2号炉)の焼却量:97,294t(計画) ○改造された資源化センター焼却3号炉を平成14年12月に施行されたダイオキシン類の排出規制(1.0ng-TEQ/m³)以下で安定、安全運転 ○燃やすごみとなる汚れたプラスチックを熱分解・溶融処理 ○蒸気を周辺施設へ安定的に供給し、また施設内での発電にも最大限の有効利用を実施
	余熱の安定供給	焼却施設から発生する熱エネルギーを効率的に回収し、発電や温室へ利用するとともに、「りすば量橋」にも安定供給をしていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○焼却施設からの熱エネルギーを発電で有効に利用 ○余熱利用施設への蒸気の安定供給 	<ul style="list-style-type: none"> ○余熱利用施設への蒸気の安定供給 ・蒸気発生量 206,211 t ・発電量 21082.030 kWh ○温室供給量 16,009t, 余熱利用施設(りすば) 2,556tを供給 	<ul style="list-style-type: none"> ○焼却施設からの熱エネルギーを発電で有効に利用 ○余熱利用施設への蒸気の安定供給
	ごみ処理コストの情報発信	家庭から排出されるごみ1kgの処理にかかっている費用など、市民1人がどれだけの処理費用を負担しているかを表す数値をわかりやすく公表することで、市民の自主的なごみ減量やリサイクル活動の促進を図ります。また、ごみ収集や処理部門ごとにかかる経費を算出し、適正なごみ処理経費を把握することで、事業全体の点検・改善に生かします。	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理における費用分析の結果を「とよはしの環境」で公表 ○環境省が実施する、一般廃棄物処理事業実態調査にごみ処理に要する費用を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理における費用分析の結果を「とよはしの環境」で公表 ○環境省が実施する、一般廃棄物処理事業実態調査にごみ処理に要する費用を報告 	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理における費用分析の結果を「とよはしの環境」で公表 ○環境省が実施する、一般廃棄物処理事業実態調査にごみ処理に要する費用を報告
	監視体制(パトロール)の強化	排出者負担や拡大生産者責任という観点から、市民や事業者にリサイクル料金などの負担が求められています。しかし、一部においてはその認識の低さから不法投棄が後を絶ちません。その対策として、市民や事業者に広報やパンフレットで適正な処理について呼びかけ、意識の向上を図るとともに、統合型GIS(地理システム)により不法投棄多発箇所を把握し、それを基に監視カメラや防止看板の設置、監視パトロールの実施を行うことで、その抑制に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○監視業務場所 ・市民等からの廃棄物の不適正処理が指摘されている場所 ・市が廃棄物の不適正処理の改善指導をしている場所 ・不法投棄のおそれのある場所 ○監視業務内容 ・不法投棄のおそれがある場所への巡回パトロール ・看板やセンサーライトなどの各種不法投棄防止用機器の設置 ・通報等による現場立ち入り調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成30年度パトロール実施状況 立入検査件数 1599件(産廃分) 不法投棄件数 30件(産廃分) 監視カメラ設置数 1基(産廃分) 不法投棄等通報件数 157件(一廃分) 監視カメラ設置数 15基(うち5台ダミー、一廃分) 	<ul style="list-style-type: none"> ○監視業務場所 ・市民等からの廃棄物の不適正処理が指摘されている場所 ・市が廃棄物の不適正処理の改善指導をしている場所 ・不法投棄のおそれのある場所 ○監視業務内容 ・不法投棄のおそれがある場所への巡回パトロール ・看板やセンサーライトなどの各種不法投棄防止用機器の設置 ・通報等による現場立ち入り調査
	次世代自動車の導入	地球温暖化防止対策を積極的に展開するため、温室効果ガスの排出抑制の一環として、環境にやさしい自動車であるハイブリッド自動車などの導入を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○更新車両(4t車)については、各メーカーともハイブリッド車の設定が無いことから、ディーゼル車(クリーンディーゼル)として4台を更新 ○パトロール車両の更新については、仕様を電気自動車とする 	<ul style="list-style-type: none"> ○更新車両(4t車)については、ディーゼル車(クリーンディーゼル)として4台を更新 ○パトロール車両の更新については、軽電気自動車に更新 	<ul style="list-style-type: none"> ○更新車両(4t車)については、各メーカーともハイブリッド車の設定が無いことから、ディーゼル車(クリーンディーゼル)として3台を更新
	バイオマス資源利活用の推進(新規)	生ごみや下水汚泥等のバイオマス資源を発酵処理し、発生するメタンガスを再生可能エネルギーとして利用、発酵後の残渣は炭化燃料として利用します。この取り組みのために、生ごみの分別収集の仕組み作りに取り組むとともに、バイオマス資源利活用施設を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ○バイオガスによる発電量 : 約8,000,000kWh ○炭化燃料精製 : 約2,400t 	<ul style="list-style-type: none"> ○バイオガスによる発電量 : 7,730,847kWh (バイオガス発電による発電量 : 7,020,279kWh) ○炭化燃料精製 : 2,515t 	<ul style="list-style-type: none"> ○バイオガス発電による発電量 : 約6,800,000kWh ○炭化燃料精製 : 約2,400t
	下水道整備の推進	市街地における快適でうるおいのある生活環境の確保と、河川や三河湾などの公共用水域の水質を保全するため、公共下水道の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道事業 ・吉田方地区の管渠工事 ・橋良地区の管渠工事 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道事業 ・吉田方地区の管渠工事 ・橋良地区の管渠工事 	<ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道事業 ・吉田方地区の管渠工事 ・橋良地区の管渠工事 ・牛川地区の管渠工事

基本施策	具体的取組	取組み内容	平成30年度の事業計画	平成30年度の事業実績	令和元年度の事業計画
適正な水処理の推進 (生活排水処理)	合併処理浄化槽への転換の推進	単独処理浄化槽及び汲み取り槽では、生活雑排水が未処理のまま公共用水域に排出されるため、環境に与える負荷が大きく、その低減を図る必要から、市民の水環境に対する意識の向上を図り、生活雑排水も併せて処理できる合併処理浄化槽への転換を一層促進するとともに、適正な維持管理について啓発・指導します。	○浄化槽設置補助計画 38基 19,745千円 設置費 17,495千円 撤去費 25基 2,250千円	○浄化槽設置補助実績 31基 16,183千円 設置費 14,023千円 撤去費 24基 2,160千円	○浄化槽設置補助計画 37基 19,172千円 設置費 17,012千円 撤去費 24基 2,160千円
	し尿・汚泥の適正処理の推進	汲み取り槽からのし尿及び合併処理浄化槽・単独処理浄化槽からの汚泥について、適正な処理を推進します。 平成29年10月以降は、関係部局及び一般廃棄物収集運搬許可業者と連携してバイオマス資源利活用事業として適正な処理を推進します。	○処理水は法規制値よりも厳しい自主規制値以下で適正処理 規制値 BOD 40mg/L以下 SS 60mg/L以下 (法基準) BOD 25mg/L以下 SS 30mg/L以下 (自主基準) ○し尿・汚泥の処理は、バイオマス資源利活用施設で適正な処理を推進	○し尿処理施設からの二次廃棄物(汚泥等)123tすべてを場内処理(焼却スラグ化) ○処理水は法規制値よりも厳しい自主規制値以下で適正処理 規制値 BOD 40mg/L以下 SS 60mg/L以下 (法基準) BOD 25mg/L以下 SS 30mg/L以下 (自主基準)	○処理水は法規制値よりも厳しい自主規制値以下で適正処理 規制値 BOD 40mg/L以下 SS 60mg/L以下 (法基準) BOD 25mg/L以下 SS 30mg/L以下 (自主基準) ○し尿・汚泥の処理は、バイオマス資源利活用施設で適正な処理を推進
	汚泥の資源活用の推進	中島処理場に、下水道汚泥、し尿・浄化槽汚泥及び生ごみを集約し、メタン発酵させて発生したガスにより発電を行い、発酵後に残った汚泥は炭化燃料として利用します。	○バイオガスによる発電量 : 約8,000,000kWh ○炭化燃料精製 : 約2,400t	○バイオガスによる発電量 : 7,730,847kWh (バイオガス発電による売電量 : 7,020,279kWh) ○炭化燃料精製 : 2,515t	○バイオガス発電による売電量 : 約6,800,000kWh ○炭化燃料精製 : 約2,400t